

『協働のまちづくり活動支援事業』(補助金)募集について

【基本的な考え方】

市民と行政の連携による地域課題の解決を目指し、市民団体等の新たな発想や創意工夫された事業提案を募集するもので、そのための事業に要する費用の補助を行います。

【対象団体】

- ①NPO法人やまちづくり活動を推進している団体
- ②構成員が5人以上の市内の団体
- ③事務が適正に行われている団体
- ④宗教・政治活動を目的としていない団体

【対象事業】

- ①地域の活性化又は課題解決につながる事業
- ②新たに取り組む事業又は既存の事業を拡充する事業
- ③広く波及効果が期待される公益的な事業

【補助金額】

- 1件あたり、30万円(上限)
※補助対象経費の下限は、7万5千円です。



【補助率】 補助対象経費の2/3

【申請受付期間】 令和4年4月1日から28日まで (第1期)
※申請が少なかった場合については、随時受付を行います。

【実施期間】 令和4年6月1日から令和5年3月31日まで

【実績報告】 令和5年3月31日までに提出すること

【必須要件】

稚内市役所関係部署などへ当該事業の相談及び法令確認等を行いましょう。



【スケジュール】

	手続き	内 容	時 期
①	公募	ホームページ等	4月1日～28日 (第1期)
※第1期の申請が少なかった場合については、随時受付を行います。			
②	申請受付	P3～5、その他必要書類	4月1日～28日
③	プレゼンテーション 審査	審査委員会の開催	5月中旬頃
④	決定	助成対象者の決定 ホームページ等で対象団体の 掲載、公表、補助金申請 (P6)	5月下旬頃
⑤	事業実施		6月1日以降
⑥	実績報告	証拠写真や決算書などを添付 の上、提出 (P9)	R5年3月31日 まで
⑦	助成金支払い	請求事務、実施内容をホーム ページ等で掲載、公表	随時

【補助対象経費】

区 分	内 容	補 足
報償費	外部講師謝礼	外部協力者からの助言、協力 に対する謝金
旅 費	講師招へい旅費	外部講師の旅費、交通費
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費	広報用チラシ、プログラム印 刷、イベント資材等
役務費	通信運搬費、手数料、保険料	広報活動等に必要な通信費、 郵送費、銀行振込手数料、イ ベント保険加入料等
使用料及 び賃借料	会場使用料、機材借上料	会場費、プロジェクター、パ ソコンのリース料等

※要綱に定めるもののほか、稚内市補助金等交付規則及び稚内市補助金の交付に関する取扱規定に定めるによる。



事業計画書

団体名 ()

事業名		
事業目的	【本事業を実施することで目指す目的】	
事業の対象者		
事業内容等 (用紙が足りない場合、別紙に記載していただいても構いません。)	具体的に実施する内容	(いつ・どこで・誰を対象に・どんなことを・どのように)
	具体的に見込んでいる効果	(期待される具体的な効果)
事業スケジュール	【事業目的達成のための事業実施のスケジュールを明記して下さい。】	
連携したいと考えている団体・グループ		
本補助事業の実施による次年度以降の取組展望		

事業収支予算書

団体名 ()

1 収入の部

単位 円

項 目	金 額	摘 要 ・ 説 明
1 自主財源 (A) 繰入金、会費、参加料、 寄付金等	円	
2 稚内市協働のまちづくり活動支援事業 補助金(B)	円	
合 計 (A)+(B)	円	

2 支出の部

項 目	金 額	内 訳 (単価と数量)	摘 要 ・ 説 明
報償費			
旅費			
需用費			
役務費			
使用料 及び賃借料			
その他			
合計(C)	円		

補 助 金 等 交 付 申 請 書

年 月 日	
<p>稚内市長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者 氏 名 ㊦</p> <p style="text-align: right;">〔 団体の場合にあつては 〕 〔 名称及び代表者氏名 〕</p> <p>補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。</p>	
事業等の名称	
事業等の目的及び内容	
事業等の実施年月日	年 月 日から 年 月 日まで
補助金等交付申請額	円
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業等計画書 (2) 事業等収支予算書 (3) 前年度決算書 (4) その他

補助金等概算払申請書

年 月 日

稚内市長 様

住所
補助事業者等 氏名 ⑩
〔団体の場合にあつては〕
名称及び代表者名

年 月 日 第 号をもって交付の決定を受けた次の事業等に係る補助金等について、概算払を受けたいので、下記のとおり申請します。

事業等の名称				
補助金等の交付決定額	円			
概算払交付申請額	円			
概算払を受けたい時期及び金額	時期	月	月	月
	金額	円	円	円
	合計	円		
概算払を受けたい理由				

補助金等概算払請求書

年 月 日		
稚内市長 様		
住 所 補助事業者等 氏 名		
(団体の場合にあつては 名称及び代表者名)		
年 月 日 第 号		
をもって概算払の決定を受けた補助金等について、次のとおり概算払を請求します。		
事業等の名称		
補助金等の交付決定額		円
概算払の決定額		円
概算払済額		円
今回の概算払請求額		円
概算払の希望交付方法	(1)窓口払 (2)口座振替払	
振込先銀行等の名称	口座名義	口座番号
		普通 当座

注1 この請求書は、決定を受けた概算払の時期に応じて、その都度別記第13号様式の補助金等概算払決定通知書の写しを添えて提出すること。

2 概算払の希望交付方法で「口座振替払」を希望する場合は、「振込先銀行等の名称、口座名義及び口座番号」を記入すること。

稚内市協働のまちづくり活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、市民団体の自主的な活動に対して、予算の定めるところにより、稚内市協働のまちづくり活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 補助の対象者は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市内に活動拠点を有すること。
- (2) 市民の加入を不当に制限しないこと。
- (3) 構成員が5人以上であること。
- (4) 組織の運営に関する規約等があること。
- (5) 予算、決算等に関する事務が適正に行われ、又は行われる見込みがあること。
- (6) 次に掲げる団体ではないこと。

ア NPO法人以外の法人

- イ 宗教活動又は政治活動を目的とする団体
- ウ 趣味、娯楽等を目的とする団体
- エ 地縁により組織されている団体（町内会等）
- オ 一定の職域内に勤務する者を構成員とする団体

(補助対象事業)

第3 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 地域の活性化又は課題解決につながる事業
 - (2) 新たに取り組む事業又は既存の事業を拡充する事業
 - (3) 広く波及効果が期待される公益的な事業
- 2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。
- (1) 団体の運営に関する事業又は恒例的な事業
 - (2) 事業効果が特定の個人又は団体のみに及び事業
 - (3) 宗教的活動又は政治的活動を目的とする事業
 - (4) 市又は市関連団体（市から補助金等の交付を受けている団体）から補助金、助成金等の交付を受けている事業
 - (5) 事業の実施に当たり直接必要と認められる経費が7万5,000円に満たない事業
 - (6) 前年度以前に補助の対象となった事業と同等の内容の事業
- 3 前項（第6号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、前年度に補助の対

象となった事業と同等の内容の事業であって今年度も補助の対象とすることが適当であると認められるものについては、補助の対象とする。

4 前項の規定は、事業の内容ごとに、当該事業と同等の内容の事業が始まった年度から起算して2年度を超えるときは、適用しない。

(補助対象経費)

第4 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表のとおりとする。

(補助金額)

第5 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(その額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)とする。ただし、当該3分の2を乗じて得た額が30万円(第3第3項の規定が適用される事業にあっては、10万円)を超えるときは30万円(同項の規定が適用される事業にあっては、10万円)とする。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、稚内市補助金等交付規則(平成17年稚内市規則第18号)及び稚内市補助金の交付に関する取扱規程(平成17年稚内市訓令第7号)に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第4関係)

区 分	内 容
報償費	外部講師謝礼
旅 費	講師招へい旅費
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費
役務費	通信運搬費、手数料、保険料
使用料及び 賃借料	会場使用料、機材借上料
その他	事業の実施に当たり、直接必要と認められる経費

《 お 問 合 せ 先 》

稚内市役所 企画調整課 計画経営グループ

電 話 0162-23-6187 (直通)

FAX 0162-23-3281

Email kikaku@city.wakkanai.lg.jp